（法第 10 条第 1 項第 1 号関係記載例）

特定非営利活動法人みんなの畑の会定款

第 1 章　総則

（名称）

第 1 条　この法人は、特定非営利活動法人みんなの畑の会という。

（事務所）

第 2 条　この法人は、主たる事務所を石川県金沢市しじま台１丁目１０−７に置く。

第 2 章　目的及び事業

（目的）

第 3 条　この法人は、地域の子ども達と住民とが楽しく交流しながら、にぎわいを創り出し、後継者不足で荒廃する休耕田、竹林、里山の環境保全と資源の有効活用を目指すために地域住民 に対して、耕作放置対策に関する事業を行い、環境保全に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　まちづくりの推進を図る活動

(3)　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(4)　環境の保全を図る活動

(5)　子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第 5 条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①　市民農園・朝市活動事業

②　竹林整備・ホダ木オーナー制度事業

③　みんなのお店での委託販売事業

④　教育支援事業
⑤　害獣対策の共同研究事業
⑥　みんなの森づくり事業
⑦　産業の創出事業
⑧　竹ドームの普及事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の７種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
①　畑地主会員　　この法人の目的に賛同して土地の管理依頼をした個人及び団体
②　山主会員　　この法人の目的に賛同して土地の管理依頼をした個人及び団体
③　市民農園利用者 法人　　この法人の目的に賛同して入会した団体
④　市民農園利用者 個人　　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
⑤　サポーター会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
⑥　協賛会員　法人　　この法人の事業を協賛するために入会した団体
⑦　協賛会員　個人　　この法人の事業を協賛するために入会した個人

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（年会費及び土地使用料）
第８条　会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　２か月以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　3人以上15人以下

(2)　監事　1人以上

2　理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第 20 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散

(3)　合併

(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)　事業報告及び活動決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)　年会費の額

(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第 14 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条　総会は、第 23 条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、第 23 条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもっ

て、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条　総会は、正会員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

４　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第２項、第 29 条第１項第２号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4　前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　年会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第 39 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 42 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併

(5)　破産手続き開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章　雑則

（細則）

第 54 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西田　敏明
副理事長	中田　明秀
副理事長	澤野　恵
理事	北村　敏春
同	河内　克彦

同	田蔵　武篤
同	大井　徹
同	上野　裕介
同	土居　隆宏
同	吉永　晃一
同	大黒　達也
同	久保田直人
同	大西　浩介
監事	山田　修司

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2023年12月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2022年12月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

①　畑地主会員	３，０００円/１区画あたり（１年間）
②　山主会員	３，０００円/１区画あたり（１年間）
③　市民農園利用者　法人	１０，０００円/１区画あたり（１年間）
④　市民農園利用者　個人	３，０００円/１区画あたり（１年間）

賛助会員

⑤　サポーター会員	１，０００円/（１年間）
⑥　協賛会員　法人	１２０，０００円（１年間）
⑦　協賛会員　個人	５，０００円（１年間）

（法第10条第１項第２号イ関係様式例）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人みんなの畑の会

役職名	氏名（フリガナ）	住所又は居所	報酬の有無
理事長	西田　敏明（ニシダ　トシアキ）		無
副理事長	中田　明秀（ナカタ　アキヒデ）		無
副理事長	澤野　恵（サワノ　メグミ）		無
理　事	北村　敏春（キタムラ　トシハル）		無
理　事	河内　克彦（カワウチ　カツヒコ）		無
理　事	田蔵　武篤（タクラ　タケアツ）		無
理　事	大井　徹（オオイ　トオル）		無
理　事	上野　裕介（ウエノ　ユウスケ）		無
理　事	土居　隆宏（ドイ　タカヒロ）		無
理　事	吉永　晃一（ヨシナガ　コウイチ）		無
理　事	大黒　達也（オオグロ　タツヤ）		無
理　事	久保田　直人（クボタ　ナオト）		無
理　事	大西　浩介（オオニシ　コウスケ）		無
監　事	山田　修司（ヤマダ　シュウジ）		無

（法第10条第1項第5号関係様式例）

設　立　趣　旨　書

1　趣　旨

私たちが活動している石川県金沢市四十万地区は約8,000人が暮らす自然豊かな住宅区域として発展してまいりました。コンビニもスーパーも銀行もない地域ですが、緑が多く生活環境の良い土地を求めて人口は増えております。しかし高齢化と後継者不足で貴重な田畑が荒れ、里山は放置され竹林がジャングル化し自然環境が悪化しています。

「私たちは子供たちに美しい地球を引き渡す義務がある。なぜなら私たりが美しい地球を引き継いだから」という理念をもとに「土地は地主さんのものですが、環境は将来の子供のもの」との想いで「NPOみんなの畑の会」としての活動を行ってきました。そこでは新たな交流の場として市民農園を開設し、たくさんのご家族が菜園ライフを楽しんでおられます。地主さんだけでは整備できない里山もみんなの畑の会の会員の皆さんと市民ボランティアの皆さんの協力で次世代に繋げるための里山の整備をしています。年々参加会員とボランティア参加の方が増えてきており、活動全体を次世代に託すことを課題として後継者づくりを進めております。

この環境整備活動は継続されなければ意味がありません。産学官民が四位一体となったこの活動を四十万地区から金沢市、石川県、全国に広がる活動として次世代に託すために現在のNPOみんなの畑の会を法人化することにいたしました。

2　申請に至るまでの経緯

【２０１６年】

・　１０月　地域の子供たちとの交流（小学校通学見守り活動）の縁から、休耕地を区割りして希望者を募ったところ、多くの申し込みがあった。幾つかの交流イベントを開催したところ新聞記事となり、市から市民農園の開設の提案があった。

【２０１７年】

・　３月　地権者２名の休耕地で１５区画で開園利用希望者が多く、１８区画増設
・　５月　四十万小学校の課外授業ボランティア依頼（タケノコ堀体験）
　　額こばと保育園サツマイモ苗植え収穫体験（その後毎年実施）
　　地域の環境保全ボランティアとして放置竹林整備開始
・　６月　金沢市主催の「協働のまちづくりチャレンジ事業」で活動紹介のプレゼンに参加、里山整備事業が３０万円の事業費が採択される
・　７月　金沢市森林再生課との共同で竹切り体験会の実施　約５０名のボランティアの皆さんと提供したジビエ鍋などで交流を楽しみながら、放置竹林整備活動を開始
・　９月　石川県食育推進事業認定

・　１０月　地域子供会焼き芋交流会約４０名参加
・　１２月　シイタケ、ナメコ植菌体験会とオーナー制度開始　ホダ木３００本
　　オーナー申し込み約１００名
　　四十万小学校６年生７４名ミニ門松作り教室

【２０１８年】
・　４月　北四十万園１２区画増設
・　５月　金沢市森林再生課との協働事業竹きり体験会開催約６０名参加
・　４～５月　タケノコ堀体験会一般募集約３５０名参加
・　６月　協働のまちづくりチャレンジ事業２年連続採択事業助成金４０万円
・　８月　石川県優良食育推進事業表彰
・　９月　石川版　里山づくり ISO 事業認証
・　１１月　金沢市森林再生課との協働事業竹きり体験会開催約６０名参加、桜、紅葉記念植樹

【２０１９年】
・　１月　竹ドーム、竹ハウス確定日付登記
・　２月　竹ドーム１号棟完成
・　３月　伐採竹の有効活用の一環として農業用他、多用途用竹ハウスの研究と講習会の実施
・　３月　ホダ木オーナー制度追加
・　４月　しじま園第４区画　ヤマダタッケン園の増設
・　４～５月タケノコ堀体験会開催約２５０人参加
・　５月　竹ドーム２号棟完成
・　５月　県立大学　金沢工業大学　国際高専　（株）シコウとの鳥獣害対策ロボット研究グループ発足
・　６月　森づくりボランティア推進事業に採択（事業費助成１９．４万円）
　　憩いの場「みんなの森」の散策路整備
・　７月　みんなの竹ハウス完成
・　９月　ホダ木７００本共同圃場整備約４０名参加
・　１０月　市民農園隣接地に委託販売所【みんなのお店】開設
・　１０月　金沢市里山管理活動事業採択
・　１１月　金沢市森林再生課の助成事業　約８０名参加桜、紅葉記念植樹
・　１１月　金沢市【いいね金沢環境活動賞】受賞

【２０２０年】
・　３月　オーナー制度　キノコ愛称募集　将来の事業化のためブランド化
　　シイタケ【しじ丸】　ナメコ【たま姫】に決定
・　４月　南四十万園　１８区画増設
・　５月　四十万産【孟宗竹金沢メンマ】新規事業参入者の支援開始

・　９月　サツマイモ掘り体験会　【額こばと保育園】年長園児６５名参加
・　１０月　南四十万園竹ドーム３号棟完成
・　１１月　竹きり体験会・みんなの森 整備（県、市との協働事業）約６０名参加で
・　１１月　焼き芋交流会と”竹と遊ぶ”イベント　森林再生課、森林組合後援
南四十万あいぞめ公園、四十万南園で開催　南四十万子供会、町会、市民農園利用者との交流会約１１名参加
【竹ドーム作り方】のマニュアル作成の費用捻出のクラウドファンデング実施
２９日間で　１０２．７万円全国から支援で達成
・　１２月　ミニ門松作り　（コロナ禍　１０家族限定）

【２０２１年】
・　１月　地域再生大賞優秀賞受賞
・　３月　【竹ドームマニュアル】初刊発行で全国の希望者に配布
送料込み１冊３．３７０円　北海道から沖縄まで順次発送中
石川県「森づくり発表会」にて活動紹介
原木キノコ　ホダ木（追加３００本植菌体験会とオーナー募集　約１００名参加
ホダ木合計１１７０本　参加オーナー累計約３８０名
四十万３丁目園１３区画開設
県広報 TV 番組にて活動紹介
・　４月　中央園１１区画増設
しじま園の一画を不登校児などの体験畑として解放
４～５月　タケノコ堀体験会（コロナ禍）で縮小開催
南四十万園にビオトープの造営開始（県自然環境課、県立大学の指導２２年春完成
・　５月　委託販売所隣接のオープンテントスペースを「コロナ禍」の営業助成で無償提供
・　６月　金沢市協働のまちづくりチャレンジ事業（採択実績部門）に採択
・　６月　中央園の１区画を四十万小学校の教育田として準備、
農薬、化学肥料不使用の有機農法による稲作教育を、PTA と協力し
２２年春田植え開始
・　８月　金沢市環境局との共同で段ボールコンポストの普及講習開催２５名参加
家庭残渣の堆肥化をして、市民農園で利用　市のゴミ削減と堆肥の有償買い入れで
金券ポイントを発行地域通貨化のシステム作りの研究開始

年　　月　　日

特定非営利活動法人みんなの畑の会
設立代表者　住所
氏名　西田　敏明

（法第10条第１項第７号関係様式例）

初年度　事業計画書

法人成立の日から令和4年12月31日まで

特定非営利活動法人みんなの畑の会

1　事業実施の方針

地域の子ども達と住民とが楽しく交流しながら、にぎわいを創り出し、後継者不足で荒廃する休耕田、竹林、里山の環境保護と資源の有効活用を目指すために地域住民に対して、耕作放置対策に関する事業を行い、環境保護に寄与することを目的とする。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額（千円）
市民農園・朝市活動事業	市民農園増設、委託販売所拡充 有機、微生物農法の普及	３月～１２月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	100
竹林整備・ホダ木オーナー制度事業	放置竹林整備 ・市、県との協働事業 キノコホダ木オーナー制度、共同圃場整備 ・現在1,170本　約400名のオーナー参加 ・県森林研究所指導、中能登森林組合協力	３月～１２月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	1,000
みんなのお店での委託販売事業	地域活性と住民交流 タケノコ販売	４月～５月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	50
教育支援事業	四十万小学校 ・教育田植え ・課外授業タケノコ堀り ・若竹切り体験 こばと保育園 ・サツマイモ植え付け収穫 障害者、引きこもり支援	４月～９月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	50

獣対策の共同研究事業	鳥獣害対策ロボットの共同研究 県立大学、金沢工業大学、国際高専、㈱シコウ等と	年間	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	1,400
みんなの森づくり事業	障害を持つ子供から高齢者までが憩える安全安心な森づくり 里山整備 みんなの森音楽祭	６月～９月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	100
産業の創出事業	段ボールコンポスト講習会 ・金沢市ゴミ対策課協働事業　堆肥として会が買い上げ金券ポイント交換計画 ・みんなの堆肥　商品化計画	４月～９月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	50
竹ドームの普及事業	竹ドーム作りワークショップ 作り方のマニュアルを全国に発送、改編版の発送	年間	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	100

(2)　その他の事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額（千円）
該当なし					

（法第10条第１項第７号関係様式例）

令和５年度　事業計画書

令和5年01月01日から令和5年12月31日まで

特定非営利活動法人みんなの畑の会

1　事業実施の方針

地域の子ども達と住民とが楽しく交流しながら、にぎわいを創り出し、後継者不足で荒廃する休耕田、竹林、里山の環境保護と資源の有効活用を目指すために地域住民に対して、耕作放置対策に関する事業を行い、環境保護に寄与することを目的とする。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額（千円）
市民農園・朝市活動事業	市民農園増設、委託販売所拡充 有機、微生物農法の普及	３月～１２月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	100
竹林整備・ホダ木オーナー制度事業	放置竹林整備 ・市、県との協働事業 キノコホダ木オーナー制度、共同圃場整備 ・現在1,170本　約400名のオーナー参加 ・県森林研究所指導、中能登森林組合協力	３月～１２月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	1,000
みんなのお店での委託販売事業	地域活性と住民交流 タケノコ販売	４月～５月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	50
教育支援事業	四十万小学校 ・教育田植え ・課外授業タケノコ堀り ・若竹切り体験 こばと保育園 ・サツマイモ植え付け収穫 障害者、引きこもり支援	４月～９月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	50

獣対策の共同研究事業	鳥獣害対策ロボットの共同研究 県立大学、金沢工業大学、国際高専、㈱シコウ等と	年間	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	1,400
みんなの森づくり事業	障害を持つ子供から高齢者までが憩える安全安心な森づくり 里山整備 みんなの森音楽祭	６月～９月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	100
産業の創出事業	段ボールコンポスト講習会 ・金沢市ゴミ対策課協働事業　堆肥として会が買い上げ金券ポイント交換計画 ・みんなの堆肥　商品化計画	４月～９月	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	50
竹ドームの普及事業	竹ドーム作りワークショップ 作り方のマニュアルを全国に発送、改編版の発送	年間	四十万地内	２０人～３０人	２０人～３０人	100

(2)　その他の事業

定款の事業名	事　業　内　容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額（千円）
該当なし					

（法第10条第１項第８号関係様式例）

令和４年度　活動予算書

法人成立の日から令和4年12月31日まで

特定非営利活動法人みんなの畑の会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	380,000		
賛助会員受取会費	500,000		
・・・・・・・・・・・・	880,000	880,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
・・・・・・・・・・・・		0	
3 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000		
・・・・・・・・・・・・		1,000,000	
4 事業収益			
非営利活動収益		857,100	
5 その他収益			
受取利息	100		
雑収益	112,800		
・・・・・・・・・・・・		112,900	
経常収益計			2,850,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	64,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
・・・・・・・・・・・・	0		
人件費計	64,000		
(2) その他経費			
材料費	183,000		
販売原価	470,000		
会議費	150,000		
支払手数料	5,300		
燃料費	75,700		
賃借料	34,500		
印刷費	3,200		
郵送費	1,600		
通信費	51,100		
消耗品費	574,700		
交通費	2,100		
水道光熱費	6,600		
謝礼金	100,000		
慶弔／交際費	27,800		
広告宣伝費	101,500		
新聞図書費	1,000		
雑費	997,900		
その他経費計	2,786,000		
事業費計		2,850,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			2,850,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
・・・・・・・・・・・・		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			856,685
次期繰越正味財産額			856,685

（法第10条第１項第８号関係様式例）

令和５年度　活動予算書

令和5年 1月 1日から令和5年12月31日まで

特定非営利活動法人みんなの畑の会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	380,000		
賛助会員受取会費	500,000		
・・・・・・・・・・・・	880,000	880,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
・・・・・・・・・・・・		0	
3 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000		
・・・・・・・・・・・・		1,000,000	
4 事業収益			
非営利活動収益		857,100	
5 その他収益			
受取利息	100		
雑収益	112,800		
・・・・・・・・・・・・		112,900	
経常収益計			2,850,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	64,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
・・・・・・・・・・・・	0		
人件費計	64,000		
(2) その他経費			
材料費	183,000		
販売原価	470,000		
会議費	150,000		
支払手数料	5,300		
燃料費	75,700		
賃借料	34,500		
印刷費	3,200		
郵送費	1,600		
通信費	51,100		
消耗品費	574,700		
交通費	2,100		
水道光熱費	6,600		
謝礼金	100,000		
慶弔／交際費	27,800		
広告宣伝費	101,500		
新聞図書費	1,000		
雑費	997,900		
その他経費計	2,786,000		
事業費計		2,850,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			2,850,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
・・・・・・・・・・・・		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			856,685
次期繰越正味財産額			856,685